

国際的な制度調和に向けた著作権法改正

— T P P 関連法の著作権分野における国会論議 —

文教科学委員会調査室 竹内 健太

1. はじめに

平成 28 年 12 月 9 日、参議院本会議において、環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P 協定」という。）が多数をもって承認されるとともに、T P P 協定の国内における実施法である「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」（第 190 回国会閣法第 47 号）が多数をもって可決、成立した。

本稿では、同法律案の第 8 条に規定された著作権法の改正部分を中心に、国会における主な論議を紹介することとする¹。なお、本稿で取り上げる人物の肩書は、特に断りのない限り、当時のものである。

2. 主な国会論議

今回の著作権法改正の内容は、①著作物等の保護期間の延長、②著作権等侵害罪の一部非親告罪化、③アクセスコントロールの回避等に関する措置²、④配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与³、⑤損害賠償に関する規定の見直し⁴の五つに分けられるが、国会での論議は①及び②に集中した。そこで、以下では、これらに関する国会論議を中心に紹介していく。

（1）著作物等の保護期間の延長

ア 保護期間を延長する意義

T P P 協定の実施に伴い、著作物等の保護期間は原則著作者の死後 50 年から 70 年に

¹ 法改正の内容等については、内閣官房「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要」（平 28. 3）〈<http://www.cas.go.jp/jp/houan/160308/siryoul.pdf>〉（平 29. 1. 31 最終アクセス）、川人顕・鈴木友紀「著作権制度の国際調和と今後の課題—T P P 協定の締結に伴う著作権法の改正案—」『立法と調査』No. 376（平 28. 4）及び寺倉憲一「T P P と著作権法改正—権利保護と利用の適正な均衡を目指して—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 922（平 28. 10. 12）を参照のこと。

² 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（いわゆる「アクセスコントロール」）等を権限無く回避する行為（例：テレビの有料放送には暗号化が施されており、有料放送の契約者のみが専用カード（B-CAS カード）を用い暗号を解除することで視聴可能となっている。近年、カードを偽造し、契約者でなくても無料で視聴する行為が問題となっていた。）について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなす（ただし、刑事罰の対象とはしない。）とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とするとされた。

³ 放送事業者等が CD 等の商業用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源（CD 等の商業用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源）を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与するとされた。

⁴ 侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができることとされた。

延長されることとなった。保護期間を70年に延長する意義について、松野文部科学大臣は、①国際的な制度調和が図られること⁵、②保護期間の延長により長期間にわたり得られる収益によって、新たな創作活動や新たなアーティストの発掘、育成が可能となり、文化の発展に寄与すること、③我が国の著作物が海外においてより長期間にわたり保護されることになるため、特に我が国のコンテンツのうち国際的な競争力が高い漫画やアニメといった分野を中心に、長期にわたり人気コンテンツが利用されることで中長期的な著作権料収入の増加が期待されることを挙げている⁶。

質疑では、海外で高い評価を受けている我が国の漫画やアニメ等は比較的歴史が浅いものが多いため、保護期間が50年から70年に延長されても我が国にとってメリットがないのではないかと懸念が示されるとともに、保護期間の延長により、対外的な著作権使用料の支払いが増加し、我が国の著作権使用料の国際収支の赤字が一層拡大する可能性も指摘された⁷。これに対し、松野文部科学大臣は、「我が国の著作権分野に関する赤字の97%はコンピューターソフトによるものであり、コンピューターソフトは、通常、流通期間が非常に短い商品であることから、保護期間が50年から70年に延期をされても、97%の部分の赤字に対してはほぼ影響を与えないと思われる」旨の見解を示すとともに、保護期間の延長は、「総合的に勘案したときに、(中略)日本の中長期的な収益に寄与する」との答弁を行った⁸。

また、この点に関連して、保護期間の延長が著作権使用料の国際収支に与える影響に関する試算を行う必要性について質疑が行われた。政府参考人は、「著作権は登録を要することなく発生するものであり、日々、大量かつ様々な著作物が生み出され流通をしていることから、市場における著作物の利用と収支の状況を個別具体的に把握をすることは困難である。このため、著作権使用料の国際収支について、保護期間の延長によりどのような影響を受けるのかを定量的に試算することは困難であり、試算を行うことは考えていない」旨の答弁を行ったが⁹、質疑者からは、我が国の知的財産戦略の方向性を定

⁵ 松野文部科学大臣からは、「OECD加盟国34か国中、著作物の保護期間が著作者の死後70年未満であるのは我が国とカナダとニュージーランドのみであるところ、TPP協定の締結により、これらの国も含め全てのOECD加盟国において保護期間が著作者の死後70年以上となり、国際的な制度調和が図られる」との答弁があった(第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号20頁(平28.11.22))。なお、平成28年7月にラトビアが加盟したことにより、OECD加盟国数は35か国となったが、ラトビアにおける著作物の保護期間は、死後70年となっている。

⁶ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号20頁(平28.11.22)

⁷ 日本銀行の国際収支統計によれば、我が国の平成27年の「著作権等使用料」の国際収支は、収入2,412億円、支出9,965億円であり、7,551億円の赤字である(日本銀行時系列統計データ検索サイト<<https://www.stat-search.boj.or.jp/>>(平29.1.31最終アクセス)を参照のこと)。なお、我が国の国際収支統計における「著作権等使用料」には、著作物(文芸、学術、美術、音楽、映像、キャラクター等)の使用料に加えて、ソフトウェア、音楽、映像等を複製・頒布するための著作権料等が計上されている(日本銀行「項目別の計上方法の概要」<<http://www.boj.or.jp/statistics/outline/exp/data/exbpsm6.pdf>>(平29.1.31最終アクセス))。

⁸ 前掲注6 21頁

⁹ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号20～21頁(平28.11.22)。なお、松野文部科学大臣も同趣旨の発言を行っている(第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第9号18頁(平28.10.28))。

めていく上でも、著作権使用料に係るデータを示していく必要性が重ねて指摘された¹⁰。

イ 戦時加算の解消に向けた取組

我が国は、サンフランシスコ平和条約第15条(c)の規定に基づき、連合国及び連合国民の著作権について、通常の保護期間に戦争期間を加算して保護している(戦時加算¹¹)。我が国のみが片務的な戦時加算義務を負っていることから、TPP協定の交渉に際しては、保護期間を延長するタイミングにあわせて、これを解消することが期待されていた。

質疑では、戦時加算の解消に係るTPP協定の交渉の成果が問われ、安倍内閣総理大臣は、「サンフランシスコ平和条約は、(中略)我が国の戦後処理の法的な基礎であり、戦時加算義務の法的な解消は同条約の権利義務の変更を要することから、現実的には困難」とした上で、TPP協定の署名12か国のうち我が国が戦時加算を行っている米国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドのそれぞれと我が国との間で交わした書簡¹²によって、「権利管理団体間の取組及びこれを政府間で後押しすることを通じて、対象国において戦時加算分については権利交渉をしないという対応が期待され、官民連携による問題の現実的な打開に向けて意味のある一步を踏み出すことができた」との答弁を行った。そして、「政府としても、民間主導の海外団体への働きかけが更に進展するよう、適切な情報提供を行うなどの支援に努めていきたい」、「必要に応じ、関係省庁と連携しつつ、相手国政府に対する働きかけを行ってまいりたい」と述べた¹³。

また、上記の書簡に加え、オーストラリアのロブ貿易・投資大臣から石原経済再生担当大臣宛てに、「オーストラリアは、TPP協定が両国で効力を生ずる日以後、戦時加算に関する権利を行使しないことを決定した」旨の法的拘束力のない書簡¹⁴が送付されたことに関連して、同国の著作権者が戦時加算の権利を行使したいと主張した場合の効果について質疑が行われた。

これに対して、松野文部科学大臣から、同書簡は「両国間の緊密かつ良好な関係を背景に、オーストラリア側が善意に基づき、できる限りの対応をしたいとの意図から発出したもので、サンフランシスコ平和条約上の権利及び義務を変更するものではない。そのため、仮にオーストラリアの著作権者が戦時加算の権利を行使したいと主張した場合

¹⁰ 前掲注6 21頁

¹¹ 原則として、昭和16年12月8日(太平洋戦争開戦時)から当該連合国との間でサンフランシスコ平和条約が発効する日の前日までの期間(例えば、米国、イギリス、フランス、カナダ及びオーストラリアは3,794日。)が加算されている。また、戦争期間中に取得された著作権については、原則として、著作権の取得日から同条約が発効する日の前日までの期間が加算されている(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第4条)。なお、平成26年度に、我が国の著作権等管理事業者が戦時加算対象国の団体に支払った戦時加算分の使用料は、音楽については約1億5,000万円、美術については約1,000万円である(第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第8号21頁(平28.11.22))。

¹² これらの書簡には、「戦時加算問題への対処のため、個別の著作権を集中管理する団体と影響を受ける権利者との間の産業界主導の対話を奨励し、歓迎する」とともに、「必要に応じて、(中略)対話の状況を見直し、及び適切な措置を検討するため政府間で会合する」ことが記されている(内閣官房TPP政府対策本部「資料13「TPPに関する参考資料(著作権関係)」」6頁<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sankousiryou2/160420_tpp_sankou13.pdf>(平29.1.31最終アクセス))。なお、これらの書簡は、法的拘束力を有しないとされている。

¹³ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第3号42頁(平28.11.14)

¹⁴ 内閣官房TPP政府対策本部「著作権の保護期間に関するオーストラリア側書簡(訳文)」<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/sonota/160209_sonota_yaku01.pdf>(平29.1.31最終アクセス)

に法的にそれに対抗できるものではない」旨の答弁がなされたが¹⁵、質疑者から、法的拘束力のない書簡ではあるものの、このようなことを他国に対しても一層働きかけていき、一步一步進めていくべきである旨の指摘がなされた¹⁶。

ウ 権利者不明著作物等の利用円滑化に向けた取組

保護期間の延長により、権利者不明著作物（いわゆる孤児著作物）の増加が予想される。これを受け、権利者不明著作物の円滑な利用に向けた取組について質疑が行われ、松野文部科学大臣は、政府の取組として、現行の著作権法による裁定制度¹⁷に関し、「これまで、より簡便に裁定を受けられるよう権利者捜索に係る要件を緩和するなどの改善を行ってきた。さらに、平成28年度は、権利者団体の協力を得て、権利者の捜索に係る負担を軽減する方策や補償金の供託義務の見直しについて検討を行っている」旨答弁した¹⁸。

この点に関連して、質疑者より、裁定制度の改善に向けた取組は評価するものの、他方で既存の制度の一部改善のみでは限界があることから、今回の改正を契機に、著作権の権利情報を集約し、データベースの構築等の取組を行うべきとの見解が示された。これに対しては、政府参考人から、「権利情報を集約したデータベースの構築は、権利処理の円滑化の上で重要な方策の一つだと考えている。他人の著作物を利用する際には、実際に著作権者から許諾を得る必要があるが、著作権者が誰なのか、連絡先はどこかなどの権利情報が十分に集約されていないという現状があり、権利処理のための負担が大きいという課題がある。このような課題に対応して、著作物の利用円滑化に資するべく、文部科学省においては、各著作権等管理団体が管理する権利情報や、これらにより管理されていない権利情報を集約したデータベースの構築を図ることとして、そのための実証事業について所要の経費を平成29年度の概算要求に盛り込んでいる」旨の答弁があった¹⁹。

また、TPP協定により著作物の権利保護が強化されることを踏まえ、どのように著作物の活用を促進し、権利保護と利用円滑化のバランスを図るかが議論となった。権利者不明著作物を含む著作物全般の利用円滑化に関して、松野文部科学大臣は、「文部科学省では、政府の知的財産戦略本部の方針等に基づき、デジタルネットワークの進展に対応した柔軟性のある権利制限規定について、現在、文化審議会において集中的に審議を

¹⁵ 前掲注13 42頁

¹⁶ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第3号42頁(平28.11.14)。なお、この点に関連して、質疑者から、日EU・EPA交渉においても戦時加算を行使しない約束を取り付けてもらいたい旨発言があり、安倍内閣総理大臣は、「EU加盟国のうち、戦時加算の対象国は、英国、フランス、オランダ、ベルギー、ギリシャの5か国であるが、これらの国々との間でも、日EU・EPA交渉を含め様々な機会を活用し、問題の現実的な打開に向けて今後更に働きかけを行っていきたい」旨答弁した(第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第3号43頁(平28.11.14))。

¹⁷ 権利者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡できない場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を供託することにより適法に著作物を利用することができる制度。ただし、平成27年度の裁定件数は、48件にとどまっている。

¹⁸ 前掲注6 22頁

¹⁹ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第7号(その1)37頁(平28.11.21)

行っている。米国のフェアユース²⁰のような柔軟性のある権利制限については、立法を待たずに新たな利用行為に対応できるという反面、法規範の予測可能性が低下をするというメリットとデメリットの両面の指摘がされており、関係者の賛否が分かれている。こうした指摘も踏まえながら、社会のニーズに的確に応え、将来の変化に適切に対応ができるよう、権利保護と利用円滑化のバランスに留意しつつ、我が国において最も望ましい制度について検討を進めてまいりたい」旨の答弁を行った²¹。

(2) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

ア 二次創作活動に与える影響

著作権等侵害罪の一部非親告罪化に関しては、事実上、海賊版対策に限定し、我が国独自の文化である漫画等の二次創作活動は除外されることとなった。具体的には、①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること、②有償著作物等（有償で公衆に提供又は提示されている著作物等）について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること、③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されることの三要件全てに該当する場合に限り非親告罪とするとされた。

二次創作活動に与える影響に関しては、安倍内閣総理大臣からも、「コミックマーケットにおける同人誌等の二次創作活動は、一般的には、原作のまま著作物等を用いるものではないこと、そして、市場において原作と競合せず、権利者の利益を不当に害するものではないことから、非親告罪とはならない」との答弁があったが²²、質疑においては、どのような二次創作活動が非親告罪に該当するか分かりにくく、萎縮を招くおそれがあるとの指摘がなされた²³。

これに対して、政府参考人からは、漫画のせりふ部分のみを翻訳したもの、アニメに声を当てたり字幕を付したいいわゆる海賊版においては、上記①・②・③の要件を全て満たす場合には非親告罪と判断されることとなる一方で、映像を素材にしてコミカルな改変を加えたいいわゆる「MAD動画」、カラオケ楽曲を自ら歌唱したいいわゆる「歌ってみた動画」、既存の楽曲をBGMにダンスを自ら踊りたいいわゆる「踊ってみた動画」をインターネットで送信する行為については、「一般的には、正規品の販売等と競合するものではなく、権利者の得ることが見込まれる利益を不当に害する場合には当たらないと判断される可能性が高い。このような場合には非親告罪とはならないと考えている」旨の答弁があった²⁴。

また、この点に関連して、松野文部科学大臣から、「二次創作活動への萎縮効果が生じ

²⁰ 米国では、我が国のように著作権の制限について詳細な規定を置かず、抽象的に著作権を制限する一般規定を置いた上で、個々の事例について著作権侵害に当たるか否かを判断している（尾崎哲夫『はじめての知的財産法（第4版）』（自由国民社、平成26年）187頁を参照のこと）。

²¹ 前掲注19 32頁

²² 第190回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第4号8頁（平28.4.8）

²³ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第5号2～3頁（平28.10.19）

²⁴ 第192回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第5号3頁（平28.10.19）。なお、質疑者からは、例えば「歌ってみた動画」等は、音だけ取り出せば通常の楽曲として聞こえてしまう可能性もあるなど、何が非親告罪と判断されるかは線引きが極めて難しい旨の懸念が重ねて示された。

ることがないよう、非親告罪化の趣旨や要件の具体的内容について十分に周知を図っていく」旨の答弁があり²⁵、政府参考人からは、周知の具体的な方法に関して、「文化庁のホームページにおける解説やQ&Aの掲載、関係団体への通知発出、説明等、様々な手段を活用して周知に努めたい」旨の答弁があった²⁶。

イ 海賊版対策

質疑では、TPP協定の実施に伴い、悪質な海賊行為等が非親告罪化の対象となったことを受け、海賊版対策の実効性の確保に向けた具体的な方策が問われた。これに対し、馳文部科学大臣は、「権利者が告訴をしないために放置されたり、告訴期間の経過により告訴できなくなるなどの事態が避けられ、海賊版対策の実効性を上げることが期待される。また、TPP協定では、著作権等の保護範囲や法執行の面で、既存の国際条約以上の水準確保が求められていることから、TPP協定の締約国において著作物等の保護がより適切に行われるようになり、海賊版対策により資することが期待されている」旨述べるとともに、「文部科学省としては、海賊版対策の実効性を確保するため、二国間協議や政府職員などを対象とした研修、セミナーの実施、国内外における普及啓発事業の実施等、関係省庁と連携して、海賊版対策事業を引き続き推進したい」旨答弁した²⁷。

また、海賊版等の取締りが強化されることに伴う我が国のコンテンツの輸出増に対する期待について質疑が行われ、政府参考人から、「模倣品、海賊版による被害は、経済活動のグローバル化に伴い地球規模での広がりを見せている。このため、コンテンツの輸出に当たっては、正規版の流通と一体となった模倣品・海賊版対策の推進が不可欠となっている。今般のTPP協定により、締約国における模倣品・海賊版対策の強化を通じ、日本のコンテンツが知的財産侵害からより一層守られることとなる。これにより、我が国のコンテンツが海外展開していく上での環境がより整備され、コンテンツの海外輸出の後押しとなることが期待される」旨の答弁があった²⁸。

(3) その他の主な論議

ア 知的財産分野における我が国の交渉姿勢

質疑においては、著作権法改正の内容についてのみならず、TPP協定の知的財産分野における我が国の交渉姿勢についても問われた。

この点に関しては、石原国務大臣から、「知的財産分野は、アジア太平洋地域の経済の高付加価値化と成長の鍵であり、それ以外にも我が国の産業競争力の源泉である。知的財産の権利化、更に利活用を促進する制度を実現することが日本の企業が海外に事業展開をする上で環境整備の観点からも極めて重要であるという認識に立っていた。こうした認識を踏まえ、TPP交渉における知的財産分野については、権利保護と利用促進のバランスが取れたルールを実現すべく交渉に当たってきた」旨の答弁がなされた²⁹。

²⁵ 前掲注 23 3頁

²⁶ 前掲注 6 23頁

²⁷ 第190回国会衆議院本会議録第22号10頁(平28.4.5)

²⁸ 第192回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第5号11頁(平28.11.16)

²⁹ 同上 2頁

イ コンテンツ産業の輸出促進に向けた政府の取組

我が国のコンテンツは世界各国で高い人気を博している一方で、輸出が思うように伸びていないとの問題意識の下、コンテンツの輸出促進に向けた政府の取組について質疑が行われた。

政府参考人からは、「政府の委託調査による推計によれば、海外の市場規模全体のうち我が国由来のコンテンツの売上げは約2.5%にとどまっており、特に映画、アニメ、放送コンテンツという映像分野のコンテンツについては更なる輸出拡大の余地があると認識している」旨の答弁があった。その上で、政府の取組に関しては、「我が国の経済成長にとって知的財産が重要であるとの考えの下、総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部を設置し、毎年、知的財産推進計画を決定し、政府全体として知的財産戦略を推進している。この中で、コンテンツの海外展開についても重要な柱の一つとして取り上げて、アニメや放送コンテンツのローカライズの支援や放送コンテンツの海外展開支援に継続して積極的に取り組んでいる。また、模倣品・海賊版対策を推進するとともに、コンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開の推進を図る場としてクールジャパン官民連携プラットフォームを創設するなど、我が国のコンテンツの海外展開への総合的な支援を実施している。今後も、知的財産戦略の推進を通じ、政府一体となって我が国のコンテンツの海外展開を後押ししていく」旨の答弁がなされた³⁰。

ウ 日米並行交渉に関する文書の位置付け

T P P交渉と並行して、我が国と米国との間で、保険等の非関税措置等に関する交渉が行われた。交渉の結果は、日米並行交渉に関する文書（書簡）として公開されているが³¹、この中には、知的財産権についての記載もあり、「日本国政府は、私的使用の例外があらゆる違法なソースからの他の著作物のダウンロードに適用されないようにすべきかどうかについて、可能な限り速やかに、遅くともT P P協定が両国について効力を生ずる時まで、著作権分科会に再び諮る」こと等が記されている³²。

日米並行交渉に関する文書の内容については、「T P P協定の発効までに行う旨が記載されている」旨答弁があったが、T P P協定が発効しない場合の、これらの文書の位置付けについて質疑が行われた³³。

これに対し、岸田外務大臣は、これらの文書には「我が国が既に行っていくこと、我が国の国益も考えた上で自主的に行っていくことしか含まれていない。なおかつこれは法的拘束力のない文書である」旨述べた上で、T P P協定の発効という具体的な期限が到来しない場合については、「現在実施している施策については変更することはない」、「自主的に行う施策については我が国の判断でその適切なタイミングを判断して実施し

³⁰ 前掲注 28 11 頁

³¹ 内閣官房T P P政府対策本部「【訳文】⑨日米並行交渉に関する文書」〈http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_side_letter_yaku.html〉（平 29. 1. 31 最終アクセス）。

³² 内閣官房T P P政府対策本部「【訳文】⑨日米並行交渉に関する文書 ホ 保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」17～18 頁〈http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/side_letter_yaku/side_letter_yaku21.pdf〉（平 29. 1. 31 最終アクセス）

³³ 第 192 回国会参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第 12 号 10 頁（平 28. 12. 5）

ていくことになる」と答弁した³⁴。

3. おわりに

トランプ氏が米国大統領に就任し、TPP協定から永久に離脱する旨の大統領令に署名した³⁵ことを受け、TPP協定の発効は一層困難なものとなった。今回の著作権法改正の施行期日は、TPP協定が我が国について効力を生ずる日とされているため、著作権法は、改正されたものの当面施行されない見通しとなった。松野文部科学大臣は、「今回の著作権法の改正は、TPP協定により著作権に関する国際的な共通ルールを構築されることを踏まえて、国際的な制度の調和を図る観点からということで行われるものでありますから、TPPが発効しない時点において今回この著作権法の改正を行うことは考えておりません」³⁶と述べていることから、保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化等を今後国内において実施するか否かについては、その是非も含めて、改めて一から検討することになる可能性もある。

今回の著作権法改正は、TPP協定を受けて行われたものであるが、今後も、日EU・EPA等の多数国間条約の署名・締結等を契機に、「国際的な制度の調和を図る観点」から著作権法改正が行われる可能性は十分であろう。最後に、今後、条約の署名・締結等を契機に、国際的な制度調和を理由とした著作権法改正を行うに当たって、議論が期待される重要な論点を二点指摘したい。

第一に、法改正の意義をより明らかにしていく必要がある。国際的な制度調和自体は望ましいことであるが、制度を調和することで我が国にどのようなメリットがもたらされるのかを、我が国の知的財産戦略全体を見据えた上で明確に示していくことが求められるだろう。

第二に、より根本的な問題として、著作権制度を含む知的財産制度を条約で規定することの是非についても、議論を行う必要があるだろう。衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、参考人の福井健策弁護士・日本大学芸術学部客員教授は、世界における変化が余りに急速であり、「今現在はいいと思えているような制度も、3年先にはこれはまずいねというふうになっている可能性は十分あるんです。(中略)そうすると、これから制度を変えようというときに条約で縛られちゃうと、国会をもってしても、(中略)変えられなくなるわけです」と述べ³⁷、条約で知的財産制度が縛られることに対し慎重な見解を示した。我が国の知的財産制度を、世界情勢の変化に機敏に対応したものとする上で、条約で規定すべき事項は何かを検討する価値は十分にあると考えられる。議論の更なる深まりが望まれる。

(たけうち けんた)

³⁴ 前掲注 33 10 頁

³⁵ これを受けて、米国通商代表部 (USTR) は、TPPから離脱する意向をTPP参加各国に通知した (『毎日新聞』(平 28.2.1))。

³⁶ 前掲注 19 17 頁

³⁷ 第 192 回国会衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会議録第 10 号 4 頁 (平 28.10.31)